

協議事項 1

21町総総第952号

2022年3月15日

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市長 石阪 丈



教育財産の取得を伴う学校施設の工事に関する地方自治法
第180条の2の規定に基づく補助執行について（協議）

2022年4月から、町田市立小中学校に関する教育財産の取得を伴う工
事に関する業務の一部を施設課へ移管いたします。

このことについて、下記のとおり補助執行をしていただきたく、地方自治
法第180条の2の規定に基づき、協議いたします。

記

1 補助執行事務の内容

教育財産の取得に伴う学校施設の工事(市長が指定するものに限る。)
に関する事

2 補助執行事務の担当課

学校教育部施設課

3 実施時期

2022年4月1日

問合せ先
総務部総務課